

行方市行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 12 月 24 日

行方市長 高須敏美

行方市規則第 37 号

行方市行政組織規則の一部を改正する規則

行方市行政組織規則(平成 17 年行方市規則第 3 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「政策秘書課」を「企画政策課」に改める。

別表第 1 中「

総務部	総務課		行政, 防災交通
	財政課		財政, 契約検査
	資産経営課		庁舎建設推進, 管財
		DX 推進室	DX 推進
	働き方改革課		行政経営, 職員
	税務課		市民税, 資産税
	収納対策課		収納
企画部	政策秘書課		政策, 秘書
		シティプロモーション室	
	事業推進課		事業推進, 情報発信

」を「

総務部	総務課		行政, 防災交通
	財政課		財政, 契約検査
	管財課		管財, 市有財産活用, デジタル市民サービス
	働き方改革課		行政経営, 職員
	税務課		市民税, 資産税
	収納対策課		収納
企画部	企画政策課		政策調整, 地域振興
	魅力発信課		営業戦略, シティプロモーション, 情報発信

秘書課	秘書, 重点施策
-----	----------

」に、「

社会福祉課	社会福祉, 生活保護, 障害福祉
-------	------------------

」を「

社会福祉課		社会福祉, 生活保護, 障害福祉
	基幹相談支援センター	

」に、「

経済部	農林水産課		農業政策, 農業振興
	ブランド戦略課		ブランド戦略
	商工観光課		商工観光
	環境課		生活環境
	環境政策室		

」を「

経済部	農林水産課		農業政策, 農業振興
	商工観光課		商工観光
	環境課		生活環境, 環境保全
	鳥獣害対策課		鳥獣害対策

」に改める。

別表第3第1項第3号中「資産経営課」を「管財課」に改め、同号ア及び同号イを次のように改める。

ア 管財グループ

- (ア) 庁用備品の購入及び処分に関すること。
- (イ) 庁舎の管理に関すること。
- (ウ) 庁内電話に関すること。
- (エ) 公有財産の保険共済に関すること。
- (オ) 公用車の管理に関すること。
- (カ) 安全運転管理に関すること。
- (キ) 施設のエネルギーの使用の合理化に関すること。

(ク) 課の庶務に関すること。

イ 市有財産活用グループ

- (ア) 大規模な市有地利活用計画の策定に関すること。
- (イ) 大規模な市有地の調整、管理及び処分に関すること。
- (ウ) その他大規模な市有地の利活用に関すること。
- (エ) 財産台帳の整備に関すること。
- (オ) 市有財産の取得、管理、処分及び登記に関すること。
- (カ) 市の境界変更及び廃置分合に関すること。
- (キ) 普通財産の用地借用及び土地収用に関すること。
- (ク) 普通財産に関する寄附に関すること。
- (ケ) その他普通財産に関すること。
- (コ) 指定管理者制度及び公の施設指定管理者候補者選定委員会に関すること。
- (サ) 公共施設等総合管理計画に関すること。

別表第3第1項第3号ウ中「DX推進室(DX推進グループ)」を「デジタル市民サービスグループ」に改める。

別表第3第2項第1号中「政策秘書課」を「企画政策課」に改め、同号ア中「政策グループ」を「政策調整グループ」に改め、(シ)を削り、(ス)を(シ)とし、(セ)を(ス)とし、(ゾ)を(セ)とし、(タ)を(ゾ)とし、(チ)を(タ)とし、(ツ)を(チ)とし、(テ)を(ツ)とし、(ト)を(テ)とし、(ナ)を(ト)とし、同号イ及び同号ウを削り、同号アの次に次のように加える。

イ 地域振興グループ

- (ア) 東関東自動車道水戸線整備の調整に関すること。
- (イ) 霞ヶ浦ふれあいランドの企画調整に関すること。
- (ウ) 道の駅「たまつくり」に関すること。
- (エ) 観光物産館「こいこい」に関すること。
- (オ) 工場立地法(昭和34年法律第24号)に関すること。
- (カ) 北浦複合団地及び上山鉢田工業団地に関すること。
- (キ) 工場適地への企業誘致に関すること。
- (ク) その他企業誘致に関すること。
- (ケ) 定住・移住促進計画の推進に関すること。
- (コ) 定住支援事業に関すること。
- (サ) 定住支援センターに関すること。

- (シ) その他定住促進に関すること。
- (ス) モデルタウン整備計画に関すること。
- (セ) 行方交流圏協議会に関すること。
- (ソ) 結婚対策に関すること。
- (タ) 新公共交通システム計画策定に関すること。
- (チ) 地域活性化及び公共交通に関すること。
- (ツ) 国際交流・都市交流に関すること。
- (テ) 鹿島アントラーズホームタウンに関すること。
- (ト) 男女共同参画及び女性政策に関すること。
- (ナ) 霞ヶ浦環境創造事業に関すること。
- (ニ) 案内サインに関すること。
- (ヌ) コミュニティ及び市民協働の助成に関すること。
- (ネ) チャレンジいばらき県民運動に関すること。
- (ノ) 人財育成に関すること。
- (ハ) NPO 法人認定等事務に関すること。

別表第3第2項第2号を次のように改める。

(2) 魅力発信課

ア 営業戦略グループ

- (ア) ブランド戦略に関すること。
- (イ) 特產品開発及び販売促進に関すること。
- (ウ) 6次産業化の推進に関すること。
- (エ) 農畜水産物の宣伝及び発信に関すること。
- (オ) 地域資源のブランド化に関すること。
- (カ) 行方市まちづくり推進機構に関すること。
- (キ) ふるさと応援寄附金に関すること。
- (ク) 課の庶務に関すること。

イ シティプロモーショングループ

- (ア) 市政の周知に関すること。
- (イ) 市公式ホームページ及びメールマガジンに関すること。
- (ウ) 有料広告に関すること。
- (エ) シティプロモーションに係る総合的な企画及び調整に関すること。

- (オ) 報道機関との連絡調整に関すること。
- (カ) フィルムコミッショングに関すること。
- (キ) ブランドアップ(市民憲章、花・木・鳥及び行方市のうた)に関すること。

ウ 情報発信グループ

- (ア) 地域情報化の企画、調整及び推進に関すること。
- (イ) エリア放送に関すること。
- (ウ) 広報誌等の編集及び発行に関すること。
- (エ) ラジオによる情報発信に関すること。
- (オ) 情報発信(広報)に係る総合的な企画及び調整に関すること。
- (カ) その他情報発信(広報)に関すること。

別表第3第2項に次の1号を加える。

(3) 秘書課

ア 秘書グループ

- (ア) 秘書及び涉外に関すること。
- (イ) 儀式及びほう賞に関すること。
- (ウ) 栄典に関すること。
- (エ) 市長会等に関すること。
- (オ) 行事予定の調査に関すること。
- (カ) 来庁者の接遇に関すること。
- (キ) 市長公用車運転に関すること。
- (ク) なめがた大使に関すること。
- (ケ) メール照会に関すること。
- (コ) 私の提案に関すること。
- (サ) 市長出前ふれあい懇談会に関すること。
- (シ) 県及び市政モニターに関すること。
- (ス) 陳情及び請願に関すること。
- (セ) 行政相談委員に関すること。
- (ソ) 課の庶務に関すること。

イ 重点施策グループ

- (ア) 特命事項の政策推進に関すること。
- (イ) 地域医療の再生及び強化の推進に関すること。

(ウ) その他市政の重点施策の推進に関すること。

別表第3第3項第1号に次のように加える。

エ 基幹相談支援センター

基幹相談支援センターに関すること。

別表第3第5項第1号イ中(サ)を削り、同項第2号を削り、同項第3号を同項第2号とし、同項第4号ア中(ケ)及び(コ)を削り、(サ)を(ケ)とし、同項第4号イ中「環境政策室」を「環境保全グループ」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 鳥獣害対策課

鳥獣害対策グループ

(ア) 鳥獣の保護及び飼養の許可に関すること。

(イ) 有害鳥獣駆除に関すること。

(ウ) 有害鳥獣による農作物被害に関すること。

(エ) 課の庶務に関すること。

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。